

新旧対照表（案）

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

新	旧																																				
第 1 条 （略） （選挙区の設置） 第 2 条 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により、次に掲げる区域をもつて神奈川県議会議員の 1 選挙区とする。 (1) 一の市の区域（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）並びに<u>横須賀市、逗子市、三浦市、厚木市及び南足柄市</u>の区域を除く。） (2) ～ (5) （略） 2 法第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次に掲げる区域をもつて神奈川県議会議員の 1 選挙区とする。 (1) <u>横須賀市及び三浦市の区域を合わせた区域</u> (2) <u>南足柄市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の区域を合わせた区域</u> 3・4 （略） （削除） （各選挙区の名称、区域及び議員の数） 第 3 条 神奈川県議会議員の各選挙区の名称及び区域並びに法第 15 条第 8 項の規定による各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。	第 1 条 （略） （選挙区の設置） 第 2 条 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により、次に掲げる区域をもつて神奈川県議会議員の 1 選挙区とする。 (1) 一の市の区域（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）並びに逗子市、三浦市、厚木市及び南足柄市の区域を除く。） (2) ～ (5) （略） 2 法第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により、<u>南足柄市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の区域を合わせた区域</u>をもつて神奈川県議会議員の 1 選挙区とする。 3・4 （略） <u>5 法第 15 条第 1 項及び法第 271 条の規定により、三浦市の区域をもつて神奈川県議会議員の 1 選挙区とする。</u> （各選挙区の名称、区域及び議員の数） 第 3 条 神奈川県議会議員の各選挙区の名称及び区域並びに法第 15 条第 8 項の規定による各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。																																				
<table><tr><th>選挙区の名称</th><th>選挙区の区域</th><th>選挙すべき議員の数</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>横浜市青葉区</u></td><td><u>横浜市青葉区</u></td><td><u>3</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>川崎市多摩区</u></td><td><u>川崎市多摩区</u></td><td><u>3</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数	(略)			<u>横浜市青葉区</u>	<u>横浜市青葉区</u>	<u>3</u>	(略)			<u>川崎市多摩区</u>	<u>川崎市多摩区</u>	<u>3</u>	(略)			<table><tr><th>選挙区の名称</th><th>選挙区の区域</th><th>選挙すべき議員の数</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>横浜市青葉区</u></td><td><u>横浜市青葉区</u></td><td><u>4</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>川崎市多摩区</u></td><td><u>川崎市多摩区</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数	(略)			<u>横浜市青葉区</u>	<u>横浜市青葉区</u>	<u>4</u>	(略)			<u>川崎市多摩区</u>	<u>川崎市多摩区</u>	<u>2</u>	(略)		
選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数																																			
(略)																																					
<u>横浜市青葉区</u>	<u>横浜市青葉区</u>	<u>3</u>																																			
(略)																																					
<u>川崎市多摩区</u>	<u>川崎市多摩区</u>	<u>3</u>																																			
(略)																																					
選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数																																			
(略)																																					
<u>横浜市青葉区</u>	<u>横浜市青葉区</u>	<u>4</u>																																			
(略)																																					
<u>川崎市多摩区</u>	<u>川崎市多摩区</u>	<u>2</u>																																			
(略)																																					

新			旧		
<u>横須賀市・三浦市</u>	<u>横須賀市及び三浦市</u>	<u>5</u>	<u>横須賀市</u>	<u>横須賀市</u>	<u>4</u>
(略)			(略)		
(削除)			<u>三浦市</u>	<u>三浦市</u>	<u>1</u>